

函館市監査公表第4号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年6月28日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 総 務

令和6年(2024年)6月10日

措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	総務部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）		
監査等実施期間	令和5年9月1日～令和5年12月25日	提出日	令和6年2月5日
監 査 項 目 等	現金取扱事務		
区 分	勧告事項, 指摘事項, 意見		
(1) 指摘事項			
ア 現金取扱事務			
<p>本庁舎1階に来庁者向けとして設置しているコイン式複写機使用料の収入金について、複写機の使用実績であるカウンター数から算出される金額と複写機から回収され払い込まれた収入金額が大きく乖離していた。</p> <p>このことは、当該複写機のカウンター数から算出される金額と回収された金額との確認を行わず収入金を払い込むという不適切な事務処理が根本的な原因であるが、総務部では、具体的には、当該複写機から使用料を回収する際に硬貨のみを回収し紙幣を回収していなかったことや、函館市庁舎案内および管理業務委託（以下「庁舎案内等業務委託」という。）の受託者が複写機の紙詰まり等の不具合に対応した分および市政情報発信コーナーに設置している各部局の広報物の補充のため複写機の課金機能を無効に切り替え増刷対応した分に使用したためとしている。</p> <p>しかしながら、受託者が対応していた当該複写機に係る業務について、具体的な業務内容や課金機能を無効とする判断基準などを庁舎案内等業務委託の仕様書に明記しないまま実施させていた。また、総務部では、実際に受託者が増刷補充した枚数を把握しておらず、また、当該複写機を課金せずに使用させることができる定めがないにもかかわらず、受託者に対し課金せずに使用させていたほか、庁舎案内等業務委託に関連のない、複写機内の収入金保管場所の鍵も受託者に預けていたなど、不適正な事務を執っていた。</p> <p>公金の取扱いは常に厳正に行うべきものであることから、収入金の正確性の確保やリスク管理の観点から、収納事務の見直しや庁舎案内等業務委託の内容の整理を含め、適正な事務の執行となるよう改善されたい。</p>			

措置内容，対応・考え方

コイン式複写機使用料の収納事務につきましては，必ず総務課職員 2 名以上で硬貨・紙幣の回収とカウンター値の確認を行うこととしたほか，複写機内の収入金保管場所の鍵は受託者から回収し総務課が管理する金庫に保管するなど，事務の見直しを図ったところであります。

また，庁舎案内等業務委託の内容の整理につきましては，本年 8 月の契約更改に合わせてコイン式複写機の対応に係る業務を加えるとともに，課金機能を無効に切り替える際の判断基準を定めることとし，それまでの現契約期間中にコイン式複写機に不具合が生じた際には，総務課職員が適切に対応してまいります。